

平成23年1月18日（火曜日）

第1回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成23年第8回松島町議会臨時会会議録（第1号）

---

出席議員（17名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
6番	高橋利典君	7番	渋谷秀夫君
8番	高橋幸彦君	9番	尾口慶悦君
10番	色川晴夫君	11番	赤間 洵君
12番	太齋雅一君	13番	後藤良郎君
14番	片山正弘君	15番	菅野良雄君
16番	今野 章君	17番	阿部幸夫君
18番	櫻井公一君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町 長	大橋健男君
総務課長	高平功悦君
財務課長	熊谷清一君
企画調整課長	小松良一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西 傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木 千代志君
水道事業所長	丹野 茂君
危機管理監兼環境防災班長	櫻井光之君
総務管理班長	佐藤 進君
まちづくり支援班長	千葉繁雄君

教育委員会部局



午前10時 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第8回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありましたので、お知らせします。[REDACTED]であります。

町長よりあいさつをお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第8回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、初めに、昨日の首都圏キャンペーン、宮城観光と食のキャンペーンにご参加いただきましてありがとうございました。大きな成果があったというふうに思っております。本当に心から御礼申し上げたいと思います。

本日提案いたします議案は、9月21日の台風15号の被害者に対する援護資金の貸し付けに関する条例の制定が1件、震災に伴う災害復旧事業費等の平成23年度一般会計補正予算1件であります。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 本日の議事日程はお手元に配付しております。

---

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、14番片山正弘議員、15番菅野良雄議員を指名します。

---

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

---

---

日程第3 塩釜地区環境組合議会議員の選挙

○議長（櫻井公一君） 日程第3、塩釜地区環境組合議会議員の選挙を行います。

阿部幸夫議員が平成23年10月26日に塩釜地区環境組合議会議員を辞職したことにより、本町選出の組合議会議員が現在欠員となっておりますので、後任の議員を選出いたします。

ここでお諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

塩釜地区環境組合議会議員の議員に片山正弘議員を指名します。片山正弘議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました片山正弘議員が塩釜地区環境組合議会議員に当選されました。

ただいま塩釜地区環境組合議会議員に当選されました片山正弘議員が議場におられますので、会議規則第32条の第2項の規定により当選の告知をします。

---

日程第4 議案第103号 災害による被害者に対する援護資金の貸付けについて

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第103号災害による被災者に対する援護資金の貸し付けに関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第103号

災害による被災者に対する援護資金の貸付けに関する条例の制定について  
災害による被災者に対する援護資金の貸付けに関する条例を次のように定める。

平成23年11月16日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第103号災害による被災者に対する援護資金の貸付けに関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

平成23年9月21日に発生しました平成23年台風15号により床上浸水被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するための援護資金の貸し付けを行うために条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。質問をさせていただきます。

この貸し付け期限ですね、これは13年、長くはないんでしょうかね。どういうふうな判断で、この13年と定めたのか。そして、据え置き期間6年、これも前の松島町商工業災害再建資金貸付条例も10年で3年、それから平成14年、15年の災害のときも一般の貸し付けをしているわけでありましたが、それも10年、3年とこういうふうなことになっているわけですが、どんな内容で検討されて、13年の6年とこういうふうな定めをしたのかお聞きをしたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） ただいまの償還期間についてですけれども、13年、それから据え置き期間6年ということがございますけれども、今議員さんがおっしゃるとおり、これまでの類似条例は10年もしくは据え置き期間が3年でございます。これに関しては、今年度の東日本大震災におきまして、それによります災害弔慰金の支給に関する条例におきましての援護資金の貸付条例がありますけれども、それに関して本年度改正されまして、償還期間が3年延びまして13年、それから据え置き期間も3年延びまして6年という改正がされたところでございます。

これらを踏まえまして、同じ年にこのような災害があったということ踏まえまして、その期間につきましても東日本大震災の改正に伴った年数を考えまして、定めたところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私もこれを見てきたんでありますが、平成14年の災害、15年の災害から8年しかたっていないんですよ。8年しかたっていないで、また災害が起きたんです。6年据

え置きにすると、また災害が来るかもしれない。そうすると、支払いができなくなってしまうのではないかと。支払いがね。8年、8年で来ているわけでしょう。平成14年度、15年度と次の年に災害が来ているわけですから、そうすると長ければいいのではなく、かえって短い方が支払いとしてはいいのではないかとこういうような考えが出ませんでしたか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回の、今お話しがありましたとおり、条例制定に当たりまして今までの期間のものも考えたところでございますけれども、これに関しては先ほども話したとおり、こういう特例ができたということで、それらに合わせてもよいのではないかとということで判断をして、今回の期間の設定をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これは、言ってもきりが無いと思うんですが、支払い側のことも考えなければならない。日本海側の津波があったときも、その前に火災があって商工業者にどンドン貸したと。そうしたら、今度は津波でやられて支払いができなくなってしまう。かえって、どンドン貸されたことが、次の災害のときに支払い能力がなくて苦労したと、こういうようなことを私らがあっちに行って聞いてきているわけでありまして、長くすればいいというふうなこともあるんだと思うんですが、そういうようなことを十分考えなくてはならないんだらうなとこういうふうに思うわけでありまして。

それから、6条の支払い猶予、これは保証人があっても支払い猶予を認めるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） これにつきましては、今回、保証人につきましては、東日本大震災特例と同じようにある場合とない場合とを設定しているところでございます。これまでの災害給付金支給に関する条例の中の貸付金においても、保証人がある場合、もしこの支払い猶予の前に保証人ができる場合は、いろんなそのやり方においては、保証人の方でもし当然支払うことが可能だったら保証人との話し合いになりますけれども、それは猶予できないこともありますということでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そういうふうにごに書かれているんですか。何か、この規則か何かでそういうなものをつくるんですか。支払い猶予をすることができますよと、償還金を支払うこ

とが著しく困難になったときと。保証人のことはここに書いていないんですよ。どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） こういう関係の支払い猶予というものは、これまでも実際のところ平成15年の北部連続地震においても、やはりこういうケースで支払いを猶予しているケースがございます。その際、やっぱり保証人さんの方にもお話ししましたところ、やっぱりその辺までの猶予も保証人もあれができないということで、保証人も含めまして話をしまして、支払い猶予をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だからね、ただそういうんであれば、そういうふうなことを規則なり何なりにきちっと定めておかなければ、あなたが課長でなくなったら、別の人は別な考え方を持つかも知れないんですよ。ところが、条例だの規則というのは、どなたが課長になっても、どなたが町長になっても同じ取り扱いをしていかなければならない。だから、そういうふうなものをつくっていくんですよ。

ただ、今前のときしていたんですよこういうようなことなんでありますが、そうであればちょっとお聞きをしたいんでありますが、平成14年度、15年度の災害援護資金貸付金の元利収入として予算で397万7,000円、平成22年度の決算ですよ。調定が541万6,061円と、そして収入が288万3,530円、未収が253万2,531円あると決算で書いているわけですよ。それは、支払い猶予やなんかがどんなふうになっているのか、内容をお聞きしたいわけでありまして。この件ですよ。今と全く同じなものを出しているわけでありましてから。いいですか。支払い免除もこのときはないと思うんですよ。ああ、償還免除があるわけでありまして、償還免除したら未収金ではないわけでしょう。この未収金というのは、その当該年度に納めなければならない、納付しなければならないのを納付しなかったら未収入になっているわけでしょう。そうすると、この253万2,531円は支払い猶予なり、償還猶予なり何なりをしているのかどうかですよ。していなければ、このときは保証人を必ずつけなければならなかったんだと思うんでありますが、保証人に請求したのかどうかと。そこも含めてお聞きしたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 平成14年の災害に関しては、そのときも支払い猶予の条項があったと思います。

それから、今の決算におきましての未収金でございますけれども、230万円何がしということですが、それらの内訳がちょっと手元にないわけなんですけれども、ただ先ほども話したとおり、北部連続地震においても貸付実行を行った際にやっぱり借りた方から、いろいろな事情がありまして、やむを得ない事情がありまして、そういう支払いの猶予の相談を受けているケースもありますので、それらについては支払いの猶予を認めたところでございます。ただ、この230万円何がしというのは、今現在ちょっと申しわけないんですけれども、その決算において230万円のうち誰がどのような感じで支払い猶予をしたかというのは、ちょっと手元にないものですからその辺は即答できないんですけれども、北部連続地震のときにおいてもそのような感じで支払いの猶予をしているのが実績でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 支払い猶予をしたら、未収入ではないんでないですか。支払い猶予した期間は、支払わなくていいということですから。そうはなりませんか。

平成14年度、15年度の条例は、支払い猶予も9条にあるんですよ。そして、支払い免除もあるわけですよ。平成14年度、15年度の条例を見てもらうとわかるんでありますが、どちらにも支払い猶予も支払い免除もあるんですよ。支払い能力がなくなって、どうにもなくなったところというふうになって支払い免除にしたら、未収入ではないんですよ。そうなりませんか。これと全く同じ貸し付けですから。

平成14年度、15年度と同じ貸し付けでありますから、それを見ないで、質問が出ないかもしれないと思って見ないで来たというんだから、これもおかしくありませんかな。監査委員の監査指摘もないんです、これは。だから、順調に私は入っているんだと思って見ているわけです。ところが、あそこの末尾に未収金が253万2,531円ありますとこう書いているわけです。だから、それが未収金だとすれば、支払い免除も支払い猶予もしているのではなく入らなかったと、納めなかったとこういうようなことでしょうか。それは、何に該当するんですかと。

今度も同じことを繰り返すんですよ、こうやっていったら。そして、今までの3年が6年になるから、借りたのを忘れるくらいなんですよ、長くなって。また、災害が出てくると。そうしたら、支払えなくなるのは当たり前でしょう。そして、支払い免除もこれにはあるんですよ。だから、その辺をはっきりしないと同じことを繰り返すところになるので、お聞きをしているわけですよ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） これまでの貸し付けも実行しているところですが、今の230万円何がし、そういういろいろな理由もありますけれども、単純的に滞っている方、いわゆる未納になっているということで、我々としてもそれらについてはいろいろ催促なり、そういう借りた方に説明しながら、いろいろ徴収というんですか、歩いているところなんですけれども、実際のところは今言われましたような230万円何がしが未納になっているのが現状でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 保証人を立てているんですよ。この平成14年、15年のは。保証人に請求した何があるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今まで未納者の方に何件かは、保証人を当然立ててからの貸し付けでありますので、保証人の方にもその旨を、誰々さんの援護資金の貸し付けが滞っていますよということで、保証人の方にもお話をしているのが現実の状況でございますけれども、現実的には230万円何がしが未納になっているのが現実でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 保証人というのは、しているんだけど減らないと。そうすると、これは保証人があってもなくても大体同じようなものだとこういうふうに解釈していいんですか、この今度の条例は。

そうしてきますと、保証人をつけられない方は、金利を払うんですですよ、これは。保証人をつけたけれども払えない人は、何も払うことはないんですよ。不都合になりませんか。平成14年、15年のときに、500万円を調定しているんだから500万円は減ると思ったものが、半分残っているんですよ。そして、何も取らないんですよ。無利子ですから。そういうことでしょうか。

今度のは、保証人をつけられない、保証人もいない。尾口に貸すなら、おらは保証人にならないよこういうような人が、保証人をつけられないから、本当にもう大変だからと借りたいこういう人からは、金利を取るわけでしょう。保証人をつけてもらえば、誰でもいいから保証人になってけると、まず保証人をつけた。保証人が払えないと、本人も払わないこういうような人からは、利息を取らないわけでしょう、全然。不都合ではありませんか。不都合を感じませんか。

○議長（櫻井公一君） 整理しなくてもいい。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回、今お話ししたとおり、保証人がない場合も借りることが

できるということで、これにつきましては尾口議員さんも東日本大震災のをわかっているということなんですけれども、そうしたところやっぱり保証人がない場合は、やっぱり利子というんですかね、年1.5%ということでない場合とある場合とで利息が違うということでありますので、その辺につきましてはやっぱり保証人がない場合は1.5%の利息が発するということで、比べた場合、不都合はないかということなんですけれども、やっぱり保証人を立てた方と立てた場合にそういう利息1.5%が発生するというので、それは比べた場合、どちらが不都合かということでありまして、やっぱり保証人があるなしでは利息が違うのかなと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 利息が違うってね、その平成14年と15年の結果を見たらわかるでしょう。支払わなければならない人の半分が、払わないんですよ。保証人に言っているだろうけれども、保証人も払わないと思う、まず。こういうことでしょう。あの当時は、全部保証人をつけなければならないわけですから、今度は保証人をつけなくてもいいよと。保証人をつけなければ、1.5%の利息を払いなさいということでしょう。保証人をつけた方がかえって、そして保証人も払わない、本人も払わないとこの方が得なんですよ。今度初めて入れたんです、この保証人をつけないときには1.5%の利子を支払いなさいよと。平成14年、15年にはなかったんです。なぜ、こういうふうなものを入れなければならないのかと思うわけです。

だから、何て言うんですかね。私はこう見ているんですが、商工業者の貸付条例もこれも貸し付けだから同じなんです。こちらはそうでない、商工業者はまた別なんだと。役場が一つになっていないような気がするんですよ、私。一つになっていけば、同じような貸し付けであれば、同じような条件をつけて貸し付けをすることでこういうようなことだと思えるんですよ。それが、こちらは違う、こちらはそうではない、前の年のものはそうでないと、皆ばらばらになっている。そして、払わないのはそのままぶん投げておくと、保証人にも請求しないと。そのうちに保証人も死んでしまうから、支払わなくていいとこうなるんだと思うんですが、今度も同じように支払い免除も支払い猶予もある。こういうふうな状況なの。

違約金まで、今度には書いてあるでしょう。5条に違約金もある。前のにも違約金はあるんですが、前のは違約したら金利を10.75%取るといっているんですよ。それを取らないでぶん投げておく。保証人からも取らない。役場の職員は、給料をもらっているのはみんなの税金でもらっているんだよ。これは、税金を貸しているんですよ。それなのに、そういうふうな対応が全然されていないと。今度もしないんだと思うんですよ、恐らく。安部課長はいなくなっ

たらいいんですが、6年過ぎたら次の人はそんなことは頭にないですよ。私は、だからそういうようなことでおかしいのではないかと、統一性を欠いているのではないかとこう思って質問をしているわけですが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 確かに、この条例は町の単独で貸し付けるということで、平成14年は集中豪雨ということで援護資金の貸付条例をつくりました。平成15年は、北部連続地震でつくった。ただ、この条例のもとになるのは、参考にしたのは災害弔慰金の支給等に関する法律あと施行令。それをもとに、平成14年、15年も貸し付けを町単独ですけれども、参考としたのはその弔慰金に関する法律、その中に貸付金がありますから、それに基づいてまず10年と3年にした。今回、延ばしたのは、弔慰金に関する法律の中でも未曾有の大震災ということで延ばした。じゃあ、今回の台風はどうなんだ。ただ、同じ年に連続してきたということもあるので、それに準拠して、ならって、参考にして期間を延ばしたというところですよ。

あと、利率とか保証人の関係もその弔慰金に関する法律。その平成14年、15年、今回という形でしたということでございます。その中で、保証人あとは免除、猶予。平成14年、15年は条文の順番は違いますが、免除であれば第5条、猶予であれば第9条という中であって、今回も同じようになっている。

ただ、確かに尾口議員さんが言われるとおり、条例は国の法律と同じように町の法律、憲法だということなので、形だけにならないように保証人制度とか、その条文を適正に進めなければならぬというのは確かにありますけれども、今回の、戻りますけれども、援護資金に関する条例、これももととなったのは期間も利率も保証人もことしの弔慰金に関する法律で、特例として期間とか保証人の考えが変わったので、町としても同じような考えで、大震災ではないですけれども台風も同じようにしようということで、こういう形になったところです。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 商工業再建資金貸付条例は、別なんですか。これは別なんですか。これも同じ、災害が出てから出た条例なんですよ。こちらは、10年の3年なんです。そして、これは保証人も、保証人も連帯保証をつけろと。私は、保証人でいいんでないかと言ったんですよ、この商工業者のときに連帯保証でないとだめだと、こういうようなことだったわけでしょう。今度は保証人ですよ。今度は保証人。保証人のものは、平成14年も15年も保証人になっているんですよ。だから、それをモデルにしてつくった条例だべなとこんなふうに思ったわけですが、ことしつくった条例が、同じ貸付金条例が連帯保証でなければだめだと、あなたたち

が言ったわけでしょう。これはどうなんですか。だから、連帯保証でないからおれはこれしか払えないよと言えば、そして役場が認めれば終わりになるんですよ。そういうふうなことからいくと、この貸付金条例でさえも連携がとれないのではないのかと。

総務課長ね、あなたが答弁しているけれども、実際の貸し付けや受け取りは町民福祉課がやるんですよ。あなたがやっているのならわかるんですよ。だから、その条例を出すのであれば、そういうふうなことがわかっている町民福祉課が回答しなければならないんですよ。総務課長が何ぼわかっていたって、ほかの課にまで入って行って、こうやれ、ああやれとは言えないわけでしょう。だから、余りそういうふうなものに入らない方がいいんです。条例つくるまでは一生懸命になってやるのはいいんですが、そういうことになるでしょう。だから、未収金はあるけれども取らない、保証人はあるけれども請求はしないよとこうなっているわけでしょう。こういうようなことを繰り返してはならないと思って、私は質問しているわけです。もう1回、課長から回答をいただきたい。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） では、総務の方で保証人関係ということでそちらの方、法律そのものの、条例を見る場合、その連帯保証人とかの考えですね。

まず、平成14年、15年、これは前に法令担当もいまして、適正にということ、それと準拠して今回もやっていると。ただ、平成14年、15年、今回の条例の中でも第4条に保証人ということであります。その2項のところの「保証人は、」というところに「連帯して債務を負担する」ということになっています。これは、県にも確認して、民法の催告の抗弁権、あと検索の抗弁権、これがある場合は保証人、これもないよというのが連帯保証人。これに該当するかというと、平成14年、15年、今回も、あと国の法律がありますけれども、それも連帯という言葉が入っていて、連帯保証人と。普通の保証人ではなくて、二つの権利である抗弁権、催告と検索、これもないという連帯保証人ということなので、今回出している4条の保証人も連帯保証人ということになろうかと思われま。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、そういうふうな答弁をするんだけど、連帯保証人といっても本人はわからないんですよ。わからない人が、条例の規則もわからない人が保証人だということにされれば、これは連帯保証ではないんだという判例もあるんですよ。だから、私は何回もうるさく連帯保証と保証というのを言っているわけ。条例は、保証人ですよと。そして、貸し付けのときも貸付条例の中で保証人ですよと。連帯保証だということがわからないわけです。

よ、保証人は。そういうときには、連帯保証にはならないんだというふうなものの判例もあるんですよ、あなたたち。見れば出てくるものがいっぱいあるんですよ。だから、そうしてきますと、だったらこれだって、商工業者の貸し付けだって、連帯保証ではなく保証でもよかったですのではないかと。私もここは見たから何しているんです。連帯して責任を負うとこういうふうに書かれていたから、保証人と連帯保証人はどうなんだろうなと思ってきてきたんですよ。だから、条例を通すだけの詭弁ではだめなんですよ。内容的にはっきりしておかなければだめだと。商工のときは連帯ですよ、最初から。だから、貸し付けにも連帯保証人として貸し付けしているんですよ。こちらは保証人なんですよ。保証になる人は、条例をいちいち見て、おれは連帯保証になっているから嫌だという人は、保証人になってから連帯ではないと思って保証人になったという人が何ぼもいると思うんですよ。

余り、この額も合計予算出てくるのでなんですが、合計しかないのでそんなことはないというふうにするかもしれませんが、条例というのはつくったら法律と同じですから、施行規則なり何なりでちゃんとそういうふうな判断を示して、こういうのなんですよとここまでしなければわからないわけですから、あなたたちにわかって、私なんかは特にわからないわけですから、わからないから聞いているわけですよ。いいですか。だから、わからない人にわかるように説明するためには、そういうふうな規則なり何なりではっきりしたものをつくっておかなければならないと思うわけでありますが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 尾口議員さんから、前も連帯保証人、保証人の考え方ということで、改めて私の知識のなさというのがありまして、県とかいろいろ調べて、連帯保証人と保証人という考え方で、じゃあ条文にどうつくったらいいかということで商工の貸し付けの後も確認しました。それで、まず、繰り返しますけれども、災害弔慰金支給に関する法律、これは国でつくった法律です。それに基づいて施行令があります。施行令の中の第8条のところにも（保証人）と。その中の条文も、今回の条例と同じように「連帯して保証する」という形です。この内容を、県の方にも確認しました。ここで、（保証人）と。支給に関する法律の中でどうですかと。これも当然、連帯ということがありますから、町としてもどことしても、これは連帯の保証人という考え方で民法上の、先ほど申し上げました催告の抗弁権、あとは検索の抗弁権、これもない連帯の保証人ということに解釈できるということでございます。

ただ、尾口議員が言われるとおり、じゃあ町民が借りる場合どうなんだということがありますから、尾口議員さんが言われるとおり、何らかの方法で規則とか別な方法で誤解のないよう

に進めなければならないと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、保証人の支払い能力は伴っていないんですか。

保証人に資力がないと認めれば、償還免除になるのかどうかですね。

それから、もう一つ、ついでだから三つ一緒に言っておきますが、保証人がない場合は、こ  
とし借りたら、来年から1.5%の支払いが出てくるのかどうかですね。猶予期間は、これは6  
年なら6年あれば、猶予期間の6年は利子も支払わなくていいとこういうふうになるのか  
どうかですね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 保証人のあり方というんですかね、これにつきましてはこれま  
でも類似条例の中では、弁済資力を有する方、保証人につきましてはね。それから、原則町内  
の方ですよ、それから同一世帯以外の方は当然なり得ないですよというのが、これまでも法律  
に基づく条例の中の援護資金の貸し付けの中で、このように保証人というのはなるんですとい  
うことですから、当然弁済資力を有する方ということになると思います。

それから、猶予期間の利子のあり方なんですけれども、据え置き期間については利子は発生  
しないということでございます。これにつきましては、基づく災害弔慰金に関する条例の中  
においても、援護資金の貸し付けについてもこのような取り扱いをしていることから、これらと  
同じように支払い猶予期間については利子が発生しないということで考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、そうすると保証人の支払い能力というのは、年金をもらって  
いたり何だり60歳を過ぎていたら、73歳になるわけでありますから、ほとんどがだめだと。現  
役時代の人を保証人にしなければ、支払い能力というのが出てこないわけでしょう。ない人が  
出てくるわけですから。我々みたいなのが今から保証人になったら、お墓に行かなければ取れ  
ないわけですから。そうしますと、その保証人も厳選されるところというふうに見ていいん  
ですか。公営住宅も同じなんです、保証になってください、ああいいです、いいですとなったも  
のが払えないわけですよ。普通、保証人に言ったって、ああ、おらはそのための保証になっ  
たのではないと。これも同じだと思うんですよ、あの平成14年、15年も。だから、払わないんだ  
と。今、支払い能力がなくなった人がいるわけでしょう、たしかこの平成14年、15年の保証に  
なった人で。そうすると、それは今後もこれも出てくるわけでありますが、そういうふうなこ

とまで考えないと保証人の適否は判断できないとこういうことになると思うんですよ。でなければ、最初から取れないべと思って保証になってもらったのかどうかというふうなことになると思うので、その辺もはっきりした、その今言った条文に当てはまらない保証人をつける場合だってあり得るのかなと。平成14年、15年は、そうだと思いますよ。保証人をつけてくださいと言ったからつけたんだと。あとは、保証人は払うか払わないかいいんだというふうなことだから、未収金がいっぱい出ているんだと思うんです。

役場は、貸すのはばんばんと何するけれども、取るのは取らないと。役場のなんかいいんだと、払わなくたってとこういうふうにならないようにしなければならぬわけ。皆さんの税金を食うわけでありますから。そうすると、保証人もそういうふうな限界まで調べて、保証人になっていただくというようにすることが必要だと思うんでありますが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今、尾口議員さんがおっしゃるとおり、もちろんこの財源というのは、先ほどから話があったとおり町民の方一人一人の税金が財源でございますので、これらの執行に当たりましては、当然、滞りで焦げつかないように我々も努めているところでございまして、あとそれから今回の東日本大震災で今現在貸し付けを行っておりますけれども、これらにつきましても保証人を立てる方については、今お話しがあったように資力、それからその他保証人の資力、それからそういう感じの中身を聞き取りしながら今実行に当たっているところでございますので、今回の援護資金に関する貸し付けに関しても、今お話しがあったような保証人がおられる場合もあると思いますけれども、それにつきましても貸し付けの相談を受けた際に保証人とはこのようなものですよということを今現在もやっておりますけれども、その辺を保証人になられる方、それから貸し付けを受ける方に丁寧に説明して、議決後でございますけれども執行したいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） その他質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今回の貸し付けなんですけれども、5件ですよ。100万円ね。これは、たしか床上浸水は、今回の9月21日の床上は154件ぐらいかなと思うんです。もっと増えているかもしれないですけどもね。そのうち5件ということなんです。この根拠ですね、5件になった根拠。問い合わせが何件かあって、貸してくれないかということがあってこういうふうになったと思うんですけども、この間の商工業者は3,000万円ですね。30件でしたっけ。というような、あれは罹災証明のもとで半壊以上だというようなことがあります。その5件の

根拠、これをちょっと教えてくださいませんか。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員、一応金額の額の内容については、補正予算等の中で質疑を受けたいと思いますがよろしいでしょうか。

○10番（色川晴夫君） そうですか。はい、わかりました。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 今、尾口議員と当局との質問、答弁をずっと聞いていました。ここは、法律教室でもないんです。それであって、これだけの時間論議をしているんです。ましてや、住民の方が高度な法律判断はできようはずもないと私は思います。これは、町民の方に失礼ですが、そういう方も多分たくさんおられるんだろうと思います。私もこのやり取りを聞いていなかったら、単なる保証人と理解してしまいますよ。説明の提案理由の中の資料には、ちゃんと連帯して滞納を負うという第4条についての説明があります。説明に連帯と入れて、本文に連帯と入らない。これは、順序が逆だと思います。ですから、ここはきちんと文字の整理をしていただきたい。（「入っています」の声あり）入っています、4条に。（「2項に入っていますけど」の声あり）ああ、入っていますね。目玉がかすんでいました。いずれにしても、わかりやすく、ここで余り議論にならないように提起をすべきだと思います。

尾口議員の質問を聞いて、答弁を聞いていますと、的確な答弁になっていないような気がします。それは、やっぱりまずいです。何かがあれば、町が町民をうったえる、逆に町民から町がうたえられるということになります。尾口議員は、判例まで言葉にされていますよ。判例とは、最高裁判所決とある意味での法律と同じ権限を持ちます。だとすれば、そのようなことがあってはならないと私は思います。このとこをやっぱりよく考えて、提起をしていただきたいなと思います。答弁があればいただきますが、なければ私の要望ととっていただいても結構です。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 確かに、憲法でも法律でも政令でも条例でもなかなかわかりやすく、私も思います。ただ、憲法、法律、あと条例もある程度、憲法とか法律に当然触れてはならないという準拠をしながら、あと標準の条例とか同じようなものがありますから、県にもありますから、それを参考に今回も、あと平成14年、15年の条例を参考につくっている次第です。ただ、確かにこれを町民の方々とかですね、使う場合とかにわかりやすくということになれば、当然、規則、要綱、あとは町民の方々にはパンフレット等通知の仕方と、そこで十分気をつけて進みたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） ちょっと私も法律はわからないのでお聞きしますが、今のお話を聞いていると、保証人と連帯保証人の関係が判然としないなと思っているんですよ、答弁を聞いていて。であれば、この第4条の表題は連帯保証人と最初からすべきなのではないかと私は思うんです。ところが、保証人としか書いていない。これでは、やっぱり今議論されたように一般的には二つの抗弁権ですか、催告の抗弁権等の二つの抗弁権を有した保証人とういうことに理解することになってしまうのではないかという気がするんですよ。この条例の文の中に「連帯して債務を負担する」ということがあるからということも理解はしますが、表題も、ならばそうすべき、最初からすべきではないかというふうに思うんですが、ひとつその辺はどうなのかということ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 私も尾口議員が言われた、あと今野議員も言われるとおり、わかりやすく最初からこの表題の括弧のところに「連帯」と、その後に「保証人」と入れた方がいいのではないかと思います。

ただ、民法の452条、453条、ここに抗弁権の二つの条例がなっています。その上に、表題として、表題はないんですけども、一番上のものが「保証人」という形なんです。その下に、455条、ここでその二つの条例の効果ということで、条文の中に債務者と連帯して債務を負担したときは、上の二つは該当しないよと。要するに、権限が同じになるよということなんです。余り法律は強くないんですけど。じゃあ、あの弔慰金の関する法律、これがうちの方が参考にした災害のときの法律なんです。支給に関する法律なんですけれども、そこに貸付金もあります。その表題も施行令の方に（保証人）。うちの方の条例が100%同じというか、準拠したんですけども、そのところの8条にも上に（保証人）、下に8条で「連帯して債務を負担するとき」、その下の条文の中になっていると。上の方が、（保証人）ということがありますので、今回の基本的には町の財源か国の財源かということはありませんけれども、考え方は同じと。救助法の適用になるかならないかの話なので、町としてはこれは大きな災害だよと、じゃあ貸し付けましょうということなので、その法律、施行令をもとにこのようにつくった次第です。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） だからね、話はわかるんですよ、私はそういう話については。だから、その法律上保証人と連帯保証人を使い分けるその本質の違いは何かということ、当局は説明

しないからこういう議論を繰り返しているんでしょう。どこに本質的な違いがあるんですか。こういう条文なり、法律なりをつくる時に、連帯保証人という言葉で使う場合と、いわゆる保証人という言葉だけでそういうものを表現していく場合と、その法的な本質的な違いというのはどういうところにあるんですか、だとすれば。そこが整理されれば、この条例の解釈のあり方というものについての整理ができるんじゃないですか。そこを説明してください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 確かに、そのとおりだと思います。最初に、保証人の形が前回の商工のときも同じですけれども、今回も保証人そのものの権利の二つ、先ほどから何回も申し上げていますけれども、それがあかないかによって単なる保証かもう同等の保証かと、債務の同等かというところが足りなかったと思うので、そのところは商工の貸付金の後にでも、すぐ私の方でも気がついてその民法上と、あと連帯保証と保証人の違いということで、うちの方で出せばよかったということは反省しております。後になりますけれども、今私が説明したような形の内容のを資料として、民法の解釈とかですね、ありますけれども、それを提出したいと思います。（「そういうのでは困るんだよな」の声あり）

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「答えは、私なっていないような気がするのね」）今……。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 「連帯保証人」とタイトルをつければ済むんです。ぜひ、つけてほしいんです。そのことで、私たちは賛否を快く表明することができる。この条例によって助けられる町民がかなりいるわけですよ。それは助けてあげたい。しかし、不備なものはどうしようかと。人を迷わせてはいけない。まして、議員が、その天秤をかけて自分で判断をしなければなりません。例えば、高橋辰郎が反対をしたと。町民を救う条例に反対したとこういうふうなレッテルを貼られるんですよ。そうではないんですよ。助けたい、しかし、これはずっと残るものだと。しかも公文書であると。しかも議会の審議だと。なぜか歯切れが悪いと、というこれは迷わせることになる。ひいては、結果についても賛否を表明した個々人のゲイにまでいろんな波及効果が出るというというのは、好ましくありません。ぜひ、直していただきたいんですかがいかがですか。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員の答弁につきましても、まだ答弁整理がされておられません。そういったこともございまして、答弁整理も含めましてここでちょっと休憩を取りたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）再開を11時15分といたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

16番今野 章議員の答弁について再答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 今回の災害による被災者に対する援護資金の貸付けに関する条例で、この考え方のもととなっているというか、趣旨が同じなのが災害弔慰金の支給等に関する法律が同じ考え方になっていると。親ではないですけれども、それがもととなっていると、考え方の。ということで、今回の町の第4条の上に（保証人）、そこに「連帯」を入れるかどうかということ。ここで（保証人）。2項のところで、「連帯して債務を負担するものとし、」ということなんですけれども、じゃあここに至るまでの法律の解釈として、先ほど申しあげました国の法律のところにも（保証人）、その中の条文に100%同じなんですけれども、「連帯して債務を負担するもの」ということになっているということなので、当然親元が同じ、考え方も同じとなればこのような条文でと。

じゃあ、しからば前回は弔慰金に関する条例で国から県経由で補助金と、その申請の中身はどうかとなると、その中でも「借入れに対し連帯して債務を負担します」ということで、その中には連帯保証人の署名と判こということ、その中には「連帯保証人」という言葉が入っております。申請というか、受け付けるその様式には入っているという状況であります。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。では、他に質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第103号災害による被害者に対する援護資金の貸付けに関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第104号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第9号）について  
○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第104号平成23年度松島町一般会計補正予算（第9号）  
についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第104号

平成23年度松島町一般会計補正予算（第9号）

平成23年度松島町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,429万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億9,941万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年11月16日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第104号平成23年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧事業等について補正するものであります。

歳出につきましては、4ページをお開き願います。

2款総務費1項8目企画費につきましては、松島町震災復興計画の策定に向け、松島町震災復興会議において景観と防災の両立や取り組み、施策等の検討についてさらに時間を要することから委員報酬等の会議開催経費を補正するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、平成23年台風第15号によって床上浸水被害を受けた世帯に対し、町として援護資金の貸し付けを行うことに伴い補正するものであります。

7款商工費1項3目観光費につきましては、松島温泉組合が掲載する旅行広告について、松島への観光誘客を目的に松島温泉組合への補助金を補正するものであります。

11款災害復旧費 2 項 2 目公共土木施設災害復旧費につきましては、罹災調査の結果、町営住宅の復旧工事が必要なために補正するものであります。

3 項 1 目公立学校施設災害復旧費につきましては、9 月中旬及び下旬に国の災害査定を受け、第二幼稚園、第一小学校、第二小学校、第五小学校、中学校の災害復旧に要する経費を補正するものであります。

なお、旧松島中学校屋内運動場については、環境省所管事業である損壊家屋等解体事業での実施を予定しております。

歳入につきましては、3 ページをお開き願います。

15款国庫支出金 1 項 3 目災害復旧費国庫負担金及び22款町債 1 項 5 目災害復旧債につきましては、歳出でご説明しました学校施設の災害復旧事業に対するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 事項別明細書 5 ページにございます11款 3 項文教施設災害復旧費 1 目公立学校施設災害復旧費について説明させていただきます。

平成23年 3 月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震により、学校施設の校舎、体育館の建物や敷地内の舗装、プールなどの工作物が被害を受け、施設の機能回復を図るため災害復旧事業を行うものでございます。本件につきましては、4 月下旬の臨時議会で調査設計費を予算化させていただき、9 月末までに文部科学省の災害査定を経ての補正予算について提案しているものでございます。

資料 1 をお開きください。

松島第二幼稚園でございます。第二幼稚園と第二小学校の間にありますエクспанジョイントの復旧、園庭のインターロッキングブロックとU字側溝が沈下しておりますので、これらの復旧工事等でございます。

資料 2 をお開きください。

松島第一小学校です。内外壁のひび割れ、欠損箇所補修、渡り廊下、2 階及び3 階の鉄骨躯体の復旧、3 階バルコニー鉄骨アンカーの復旧、各エクспанジョイントの復旧、外部埋設管破損箇所の復旧と工事でございます。

資料 3 をお開きください。

松島第二小学校です。内外壁のひび割れ、欠損箇所補修、体育館への渡り廊下基礎部破損補修、校舎2階テラスの手すり破損箇所修理、犬走り破損補修、校舎南側の排水側溝勾配補修、プール周り平板ブロック沈下部の復旧、U字側溝沈下部の復旧、歩道舗装、駐車場舗装の沈下部並びにクラック補修等工事でございます。

資料4をお開きください。

松島第五小学校です。屋内運動場外壁復旧、建物金具交換、校舎の内外壁のひび割れ、欠損箇所補修、天井復旧、軒先、軒裏の補修、プール槽補修、プールサイドシーリングの打ちかえ、平板ブロック撤去新設工事等でございます。

資料5をお開きください。

松島中学校です。校舎の内外壁のひび割れ、欠損箇所補修、理科室床、美術室天井の復旧、理科室の給排水管、ガス管の復旧、エキスパンジョイントの復旧、教室内壁の破損箇所復旧、アスファルト舗装の復旧、犬走り沈下箇所復旧、外部配管沈下箇所の復旧、プール付属等ひび割れの補修、プール内埋設管の復旧、平板ブロック撤去新設工事等でございます。

次に、単独費事業について説明いたします。

各校共通しております内外壁のクラック補修についてでございますが、補助対象となるクラック幅は0.3ミリ以上となっております。単独費施工分については、クラック幅0.2から0.3ミリメートルの箇所でございます。0.2ミリメートルを超えれば、樹脂注入によるクラック補修が可能となるため施工を予定しております。未施工の場合、クラック箇所から雨水が浸入し、当該箇所が爆裂し、鉄筋露出に至ることも考えられるため設計計上しております。

第一小学校校舎東側の外部避難階段でございますが、以前からさびと老朽化が進んでおりました。大震災により、階段の一部に離脱箇所があり、使用不能となっております。補助対象工事に入れるべく県教委と協議をしましたが、さびに起因するところが多いとの理由で災害査定自体から外れております。

同じく、第一小学校屋上防水雨漏り対策工事でございます。当箇所の雨漏りが報告され、その都度にスポット補修をしてまいりました。大震災後に屋上防水に破損箇所が見つかり、県教委との協議の結果、補修履歴箇所が多くあることから震災に起因するものとは言いがたいとの理由で、災害査定自体から外れております。当該工事を次年度に別途工事で発注することも考えられますが、その場合、新たに足場工事が約1,500万円必要となるため、本工事にあわせて施工するものでございます。

第五小学校でございますが、屋根と軒の破損改修工事についてでございます。当校舎の雨漏

りが報告され、その都度にスポット補修をしてまいりました。外部クラック改修工事で設置される足場を利用して、あわせて屋根、軒、こういった部分の破損改修工事を施工するものでございます。

旧松島中学校屋内運動場は、平成19年度に行った耐震診断結果では、耐震診断判定指定指標を満足しておらず、コンクリート強度が診断基準より下回っており、材料強度に着目した場合、建てかえが必要であるとの報告が出ておりました。震災後、3月に調査をした応急危険度判定では危険判定となり、家屋調査では半壊判定をされております。取り壊しについて県教委に相談したところ、取り壊しはあくまでも当該地に建設し直すことが条件となるため、取り壊しのみでは対象外であるとされました。そのため、環境省所管補助事業であります損壊家屋等解体事業で取り壊すこととしております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 説明は終わりですか。議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 4点お願いします。

まず、総務費。これの復興会議の委員会報酬開催経費なんですけれども、きょうもこの後全員協議会にその経過というんですかね、たたき台的なものの報告を受けるというようなことで、今までの経過を資料として前に出していただいたことがありますけれども、改めて今までこの復興会議は何回されていたのかですね。

それと、この委員会、今後、景観と防災こういうものももっともっと議論する必要があるよというふうなことで今回の補正なんだけれども、今回、じゃあ何回ぐらい予定を立てているのかなというようなこと。

その今までの中に、当然景観というのが、これからまちづくりをするためにはそれも一緒に、あわせて景観をどうするのかとそういうようなことは今まで議論なされなかったのか。恐らく、報告の中をずらずらっと見ると景観という文字も入ってきて、議論されていたと思うんですよ。それをまた改めてここでやるというようなことなんですけれども、その辺のことをお聞かせください。まず、一つですね。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 今まで何回開催してきたかということにつきましては、現段階で5回開催をさせていただいております。今後につきましては、2回ほど、最後のまとめまで2回ほど開催して、まとめまで持っていきたいというふうに考えております。

それで、景観の議論についてなんですけれども、今まで進めてきた景観計画、これは震災の影響で中断しておりますけれども、なおある程度の、一番はちょっと防潮堤の高さですね。今、かなり大きな問題になっておりますけれども、この防潮堤の高さに絡めて背後地の整備のあり方が大きなテーマとなっておりますけれども、それとあわせた建物の景観整備計画についても今まで話題にはなっておりますが、本格的な議論についてはこれからということで予定しております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） こうやって2回、あとまとめて2回を景観も含めて、防潮堤の問題というふうなことで、きのう実は私たちが行っていたとき、七ヶ浜ね、きょうテレビで見たら七ヶ浜が町民に向かって、住民に向かって、この復交計画がもうできて住民に説明会があるというふうに、あとは東松島もそう。いろんところで松島よりどんどん、すごい災害を受けたところがそのようにもう皆さんにいち早く示しているわけですよ。そういう中で、松島は一生懸命やっているとは思いますが、やっただいていますけれども、ちょっと遅いのではないかなと。こういう話し合い、そして住民の皆さんにどうなっているんだと。皆さん、関心を持っていると思うんです。でも、ほかの町から見たらここには住めないとか、そういう問題はないもんですから、ほかの町から見たら深刻度の度合い、それは全く違うのかなと。だから、皆さん騒がないというふうなことで、だからこんなことをいうと失礼なんですけれども、職員の皆さんも少し進み方が遅いという中に私は感じているんですよ。そういう中で、やっぱりもっと早く住民にこういうものを説明すべきではないのかなとこういう気がするんですけれどもね、その辺の取り組み方、考え方をどうぞおっしゃってください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 震災復興計画、各自治体でいろいろ作成中でございますけれども、そのできぐあいというんですかね、どこまで細かく話しているかによってはいろいろ差があるわけなんです。差があるというよりも、基本的には細かいところまで話をすればするほど時間はかかると。今、例えば岩沼市あたりでは、もう復興計画が相当前にでき上がって市民に提示しているわけなんですけれども、その復興計画の内容は極めてざくっとした内容で、大きな方針的なところを計画として提示していると。我々は、より具体的な事業の中身で、復旧事業でやるのか、復興事業でやるのか、また創造事業でやるのかというようなところまでを議論しながらやっておりますので、その段階でそういうものがパッケージとしてできた段階で発表しようとい

うふうに思っているわけですね。ですから、中身によって、ある程度ざくつとした中身で発表する場合と、それから細かい具体的な中身で発表する場合で違うんです。同じ計画といっても中身が違うということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ざくつとしたもの、あとは今、松島は行政委員さんとかそういう関係者に地区ごとに意見を聞く、それをまとめて復興会議にまたかけていくというようなことで時間はかかっているのかもしれないんですけどもね、やはりそういうことでもっともっと進みを早くしていった方が私はいいのかなと。そして、それをまた町民の皆さんにどうしても説明しなければならぬということになるわけでございます。

このままのペースでいきますと、どうしても今年度内には住民説明会をするまでになるのかどうかですね。もう11月ですから、あと3カ月、4カ月しかないわけですよ。もう1年になるわけですね。そういうことで、内容を吟味すると、具体的なものを示していくと、それは結構なんです。結構なんですけれども、やっぱり1年たってできないということになると、これは何しているんだと。住民の方からは、やっぱり問題が出てくると思うんですよ。目安、住民説明会まではいつごろまでを目安にするかというようなことをどうぞおっしゃってください。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 今後の予定ということですが、まず11月28日に再度、全員協議会の方でお示しした後にパブリックコメントということで、12月のできれば上旬という形で全町民を対象に意見を聞くという期間を設けたいということで、今準備を進めているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そのように、なるべく早くいい計画を立てていただきたいと思います。

それから、この貸付金なんですけれども、さっき私言いました、5件なんですけれども、この根拠ですね、ちょっと示していただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回、補正予算の計上の根拠なんですけれども、平成14年の台風6号においては、同じような条例を制定したとき、事前に4件ほどのいろんな事前相談があったわけなんです。結果的には、平成14年においては5件の実行をしているところでございます。今回、それらを踏まえまして、今現在台風15号の関係で1件ほどは相談があるところでございます。それらを踏まえまして、平成14年度の実行の金額の5件を計上したところでござい

ます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今回は、今のところ1件問い合わせがあるというようなことでございますけれども、154件、これも今までずっといろいろ議論がありまして、この間商工業者に対するこういうものもあったわけでしょう。もし、そういう考えがあるということなんだったら、もう少し早くこういうものを、せっかくいいものを出すんだったら迅速に、やっぱり出すべきだと思うんですよ。見舞金3万円出すと、11月の広報以前に皆さんにお触れが回ったわけでしょう。そのときもやっぱり臨時議会も何もあったわけだから、こういうものをもっともっと早く、大体こういうものは2カ月あったら、畳から何からほとんどリフォームしたと思うんですよ、皆さん。あと3万円で終わりかというような感じなのかなと思うんです。なんだというようなことがやっぱりあると思いますんでね、物事を迅速に進めていった方が私はいいいのかなというふうに思いますんですけどもね、こうやって上程されるわけだから、そして議決されたわけでございますから、よろしく願いはしたいと思います。

そして、今回は一般住民に対するこれなんだけれども、仮にアパート経営、そういう人たちもあるわけですよ、浸水したと。そういう人たちにもこれは融資可能なんですか。普通の一般の人だけか、そういうアパート経営までのそういうことまで可能なんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回の貸し付けに関しましては、いわゆる住宅の床上浸水ということでございまして、住宅とは何ぞやといいますと、いろいろありますけれども一般的には専用の住宅、それから併用住宅ということがあると思います。そうした場合、併用住宅となれば店舗兼住宅、それから倉庫兼住宅とがあると思います。そういう世帯までは貸し付けの対象となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） はい。アパートが入っているか入っていないかだけ、端的に。

○10番（色川晴夫君） 最後だけちょっと言ってください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今、言った点についての貸し付けでございますので、アパート経営者に対しての貸し付けということではございません。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。

ちょっと、これは関連で、商工業者に対する貸し付けは、今何件ほどになりましたでしょうかね、何件ほど。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 貸し付けを実行しているのは8件でございまして、あと審査会にかかる案件として、あと四、五件は来週の審査会にかかる予定でございまして。

以上でございまして。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それもこれもかんがみなんですけれども、今8件あったと、また四、五件あったと。あのとき、議論されたときは、商工業者を店舗だと私はずっと思っていた。そうしたら、非常にありがたいことに遊覧船の沈んだ船、そこまで適用になったと。非常にありがたいなど。あれも1件1件の商工業者、1件1件のそういう考え方をすればなんですけれども、その辺の申請というんですかね、遊覧船の人たち。どこまで申請とかが上がっていますか。それも合わせて四、五件なんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業振興課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 今は、遊覧船のもので実行している部分については6件でございまして、今度かかる四、五件についても遊覧船で、あと沈没船等の修理を対象としているものでございまして。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。遊覧瀬をこうやっていただくということは、非常にありがたかったなと思います。

この5件というのは、今からやってもなかなかこれ以上、1件、前回は5件と。今回は、やっぱり震災が大きかったと思うんですよ、今回のものね。あの震災って床上浸水ね、大雨で。そういうことで、小石浜地区とかいろんところで、松島駅近くとか非常に、地震ではやられなかったけれども半壊になっていて、またやられたというようなことになって、これはもっとも増えるかもしれませんので、そのときの対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、商工費の松島温泉への150万円の補正なんですけれども、当初予算では300万円、今回150万円、計450万円。きのう、我々は議員の人たちは新幹線に乗って行きました。車内の本がありましたね。あのところに、太古天泉、本の裏に松島の温泉組合に入っている人たちの

広告が出ていました。ああいうふうに頑張っているんですね、一生懸命。あれに何ぼくらいかかったか聞いていますか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） あれにつきましては、トランヴェール、JR関係につきましては200万円かかったと温泉組合からは聞いております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そうですね。200万円、消費税を入れて210万円だといろんなことを聞いていました。

それから、やっぱり震災後、かなり旅館の集客力が落ちているわけですよ。そのホテルによりましては、甲子園の方々が入っているということで、部屋の稼働率はホテルまちまちなんですけれども、いいわけですよ。ただ、内容的にはわかりません、それはね。稼働率がいいです。そういう中で、しかしながら一般の観光客も少ない、復興支援が入れば入るほど観光客で泊まる人は少ないので、日中滞在する人たちも少ないとこういうふうになるわけですよ。それで、温泉組合の人たちも全部が復興支援を受け入れているわけではありませんから、そういう中でなんとかお客さんを県内外から呼ばなくてはならないとそういうことになって、ちょっと聞いたら、東北道、あの辺のマップにも宣伝費を出していると。それから、じゃらんも。それにも出していると。大枚の金を出しているみたいですね。それで、今回の150万円と。非常にありがたいことなんです。

それで、来年度予算、300万円と150万円と450万円ですね。こうなりますと、来年の予算も当初から、こういう観光の復旧、増客、誘致、そういうことを含めて当初予算から450万円、それを計上するお考えはありますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 来年度の予算については、これからでございますので。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、せっかくですから町長も観光、観光と言っておられ、どこに行っても温泉の話はしているようでございますから、できたら、お金がないことはわかりますよ。大変厳しいの、わかりますよ。しかしながら、税収として前回の補正では減額になっておりますけれども、物すごい観光収入の財源であります。どうか、その辺をやっぱり酌み取っていただいて、この温泉の施設が元気くなるような、意気込みの高まるような予算づけ

をしていただければありがたいなとこう思います。

それから、学校関係なんですけれども、今課長から説明をいただきました。事業費が1億7,300万円ということで、このように見させてもらって、ああ学校も随分やられたなど。でも、これは耐震工事を前にやられておりました、耐震があったからこそこのぐらいで済んだのかなと思いつつこうやって見させていただいております。1億7,300万円。その中で、今課長から4月に被害調査をやったと。そして、国の査定をやったと。受けて、今回の提案ですよということになったわけです。このぐらいの1億7,000万円というと相当なやっぱり金額、被害なんです。決算の委員会で、私たちは海の方の堤防とか護岸の、あちらの現地調査をしたんですけれども、このぐらいのやっぱり被害ですと、当然現地調査をやっぱりしなくてはならなかったのかなと反省しながらちょっと見ていたんです。そういう中で、やっぱりこういうようなのは、ちょっと議員さん見てほしいですよというようなことがあってもよかったのかなと思っておりますけれども、その辺を教育長。新任でなかなかあれなんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 教育長は後からお話をさせていただきますけれども、4月の段階で第2常任委員会の先生方が学校施設をごらんになっておりました。それで、今回かなりのボリュームになったというのは、設備が結構やられていまして、プール施設がやられていたと。これで、結構なお金にもなっているということは事実でございます。それから、建物自体も拾い漏れの無いようにならざるを得ないというふうな状況になっておりましたので、落ちていた分は無いだろうというふうな状況になっておりました。それでもこの時期、この額になったわけなんですけれども、これで子供たちは安心して過ごせるだろうなと思っております。

また、一方で私どもとしては、平成22年度決算のときにもお話したかと思うんですが、応急危険度判定を3月の段階でやっております、使える校舎、使えない校舎、使えない体育館、こういったものをもう選別しまして、代替措置を講じて、さらに小破修理を直営なり外注なりでしてやって、ここまで運営してきたということでございます。

今後、本格的な復旧工事が始まると思うんですが、子供たちも全部の施設を使って学校で学ぶことを望んでいるのではないかなというふうな状況になっております。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 今、課長から詳細にわたって説明を申し上げたとおりでございますけれども、その過程にあつては、色川議員のおっしゃるとおり議員の皆様にも現地を見ていただいた方が、より適切に施設の改善、改修等が進んだのではなかったかなというふうに思っております。

ります。今後、ご理解、ご協力よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私は、震災復興計画。色川議員からも出たわけでありますが、現在まで5回、今後2回あるとこういうようなことでありますが、私が今もらっている資料の中で復興計画検討会議、これの資料は検討会議から出されたものをもらっているわけでありますが、復興会議でどんな意見が出されたのかとこういうようなことがちょっと見えてこないような感じがしているわけであります。今度もらったのを見てみますと、町の一方的な考え方が入っているとこういうようなことでありますが、この復興会議でおのおのの委員さん方からこういうふうなものを復興会議として提言をしたとこういうようなことがあるのかどうか、まずそのところをお聞きしたい。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、今まで5回ほどやってきたということで、ちょっと主要内容について、話題になった内容ですけれどもお話したいと思います。

まず、第1回目、7月8日に開催いたしました。このときは、まず防潮堤の話題になりまして、やはり松島らしい文化的な解決が必要ではないかと。あと、ハザードマップの見直しが必要ではないか、避難については地域と十分話し合いをしながら検討を進めるべき、あと町と行政との連携体制づくりを再構築すべき等々の意見が出されております。

第2回目です。8月28日ですけれども、この場では駐車場の拡大、あと防災無線の機能強化・充実、あとは基幹病院の機能を強化すべきではないか、企業誘致を拡大・推進すべきという意見が主要内容でございます。

第3回目、9月24日に開催しました。これにつきましては、この時点ででき上がっております骨子のたたき台について意見交換をさせていただいたということで、具体的には産業誘致の方向性を、まず創造の部分で柱にすべきではないかという意見。あとは、国際的な観光地を、これも創造という分野で目指すべきではないかという意見が主要内容です。

第4回目、10月22日です。ここについては、津波防災の基本的な考え方ということで、避難などのソフト対策の充実と、今国の方で第3次補正等で進められている国交付金等の十分な活用をすべきと、あとは防潮堤、避難路についてのそれぞれの考え方を意見交換したということでございました。

第5回目です。これは、11月11日に開催しました。この場では、この会議に先立ちまして検討会議の中の提言書、これが出された提言のかぎという部分について各委員の方々に事前に書

類を配付して、一つ一つのかぎについての意見をいただいたと。それで、それらをまとめながら、今後の会議の中で検討会議としての提言につなげていきたいという流れで、現在進めているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、説明を受けたんでありますが、そういうふうなものを議会にも示してもらって、それが今度の復興計画にどういうふうに入ってきたのかと、ここまで説明してもらわないと、ただ復興会議で役場から出されたものはい、はいとこう会議が終わっていたんでは困るわけですし、立派な方々が復興会議の委員になっているもんですから、そういうふうな人たちの意見が本当に入ったのかと、私らはそこのところを知りたいわけですよ。時間がどんどんたっていく、色川議員からも話があったわけでありましたが、議会に出てくるときはがんじがらめになって動かなくなってから説明されても困るわけです。だから、荒削りの何で、ほかの市なり町なりでやっているような荒削りのもので1回出してもらって、そしてそういうふうな復興会議のえらい先生方の意見もこのところにこう入っていたんだよとこういうような説明をしていただきたいわけでありまして。さらに、議会としてさらにあればどういうふうな意見を入れていくのかとこういうふうになっていかないと、ただ、菅野議員か何かが町長にこんな膨大な何を三日、四日で見ろとといったって無理じゃないかというのを、町長はそういうような話もしているわけでありまして、だからそういうような資料を皆出して、そしてきょうもあるんでありますが、結論はもっと遅れたものになっていくんだと思うんですよ。町長は、回答するのかわかりませんが、総務課長が議会運営委員会の中でやりますと、あんなに早くは結論出ませんとこういうようなことを聞いているわけでありまして、町長はもっとそういうふうなもので考えられているんだと思うんでありますが、そういうふうな考えをお持ちなのかどうか、まずお聞きをしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 私は、議会運営委員会の中で委員の方々から言われて、委員長から言われて、それは企画調整課の方にもお話ししました。あと、町長にも話して、確かにおととい配付できのうはキャラバンで行ったと。時間的にもないということもありますし、町長もきょうは全協の中で説明はすると。あと、全協の中で今までの意見がどう出たかと、あと地域を回ってどういう意見が出たかというのも全員協議会の中で説明はしますけれども、きょうで終わりではなくて、予定としては議長と議運の委員長にもお願いしましたけれども、11月28日、その日に臨時会を開催していただけるのであれば、人勸の補正をして、その後と同じ議論を続

けてお願いするというので、それは議長にもお話ししております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、何ですか、復興会議で提言のあった、1回目からさっきお話を聞いたわけでありましたが、そういうふうなものを出していただけるというふうなことでか。

○議長（櫻井公一君） そういう資料は、きょうの全教で出せますか。それ以降になりますか。小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 資料につきましては、次回の全員協議会の前にお出しするというので、今準備は進めようと思っていましたので、きょうはちょっと間に合わないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ひとつ、それは出していただきたいとこういうふうに思います。

それから、公営住宅の災害復旧、町営住宅ですね。今度の補正で420万円が出たわけでありましたが、この説明を見ますと半壊が9世帯あったと、上初原4件、愛宕。一部損壊で上初原、愛宕、幡谷、小石浜と。こういうふうなことがあったから補修はしなければと思うんでありますが、これこそ見直しを考えなければならないのではないかとこういうふうに思うわけです。今回のは一部補修で終わるわけでありましたが、小石浜の住宅なんかはいつ倒壊してもおかしくないような建物になっているわけでありまして、あとは上初原にしてもかなり傷んでいると。愛宕住宅なんかは、町営住宅から外してしまったとこういうようなことがあるわけですね、全体を考えていかなければならないのではないかと。

さらに、町でもしているんだそうではありますが、災害復興で災害公営住宅1万2,000戸を県ではやると。ここの中に松島町も入っていると。こういうようなことであれば、災害によるその住宅を建設して、そういうふうな危険、補修をすれば危険でなくなるのかもしれませんが、そういうふうな人たちをそここのところに収容するというふうなことも必要になってくるのではないかとこんなふうに思うわけでありまして、この補修はただ補修すればいいんだという考えなのか、そういうふうな考え方が頭にあってこの補修をするのかお聞きをしたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 補修の考え等について、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今回の補修につきましては、補修なんですね。基本的に、今住んで

いる方の部分を一応補修していくということで、維持管理になりますけれども、管理をしていくような形での考え方で、金額もちろん小さいですけれども、そういう考えでございます。

先ほど言われている全体の見直しとかという災害公営住宅につきましては、被災を受けてうちがなくなったとかですね、そういった方々を、今後見通しが立たないとか、所得もないとかそういう人たちについて一応入れると。所得制限はないんですけれども、基本的には被災のあった方が公営住宅に入りたいといった中で、今現在ありませんので、その部分を補うという形になります。それで、一応建てるという方向でじゃあ今進めているということでして、今ある部分につきましては、議会でも前から管理計画を立てて、今後の方向性をきちっと決めたいんじゃないかといった分のご指摘がありますので、それは十分考えていかななくてはならないんですけれども、震災で住宅が増えるということもありますし、県内では今回1万2,000戸、県で建てたいというふうな新聞報道で出ていますけれども、それらが建ちますと全体としては約1.5倍ぐらいになると。今の公営住宅が、1.5倍ぐらいの割合に一応増えていくという形になってくるということで、今後それを増設していくことが一応どうなのかという部分もありますので、余るんじゃないかという話も一応逆の話ではありますので、それらを踏まえながら大きい目で見えて検討していかなければならない部分もありますので、だからなかなかちょっと難しい問題も入っていると。

ただ、町としては、今、対応年数も切れているというのは事実の部分ですので、それらに入っている方には十分、今回の災害ではこの半壊9件、一部損壊30世帯ということでの結果ではあったんですけれども、維持はしていかなければならないというふうな今のところは考えていますので、あとは管理計画を立てないかどうかという部分もちょっと悩ましい時期ですので、そういった形で対応はしていかなければならないということで、今回は維持管理に努めていくという考え方です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員、ちょっとお待ちください。一応、尾口議員の質疑が途中でありますけれども、ここで12時になりましたので昼食休憩を挟みたいと思います。再開は1時といたします。

午後0時04分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

9番尾口慶悦議員の質疑を再開いたします。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 災害公営住宅、これは災害でうちを失った人、入居できなくなった人にするのはわかるんですが、松島町でも申し込みをしているわけでしょう。新聞を見ますと、これもあるとこういうふうにいっているわけですが、松島町ではこういうふうな人で、小石浜の住宅なんかはもうおっかないようなふうになっているわけだけれども、これはもう入れられないんですか、こういうようなところには。ちょっとそこのところをお聞きしたい。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的には、流失した家屋の人たちが住宅を希望する場合に一応入れるということですので、それに伴い流失の部分の範囲が全壊といった部分もございまして、こうしたものは一応残念ながら全壊にはなっていませんので、入る権利がないという形になります。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうしてきますと、私、関連で申し上げて申しわけないんですが、松島で災害復興住宅、これは松島の町内の人でなくても入れられるわけでしょう、ほかの町の人でも。そのために申し込みをしているんですか。松島の人たちのために何戸申し込みをしているのかも含めて、関連でお聞きしたい。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的には、自治体で一応責任を持つてつくるということになっていきますので、町の部分は一応松島町に住んで、一応全壊の人で希望をする人ということで考えております。今現在、流動的なんですけれども、聞き取り調査とかをして集計している段階といたしますか、その段階ですので、今のところは20戸ぐらいという程度で一応建てたらいいんじゃないかということで、一応県の方に相談しています。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうしてきますと、こういうふうな人たちも1件でも入れて、危険を除去してやるとこういうふうなことも必要になってくるのではないかなとこう思いまして、関連でお聞きしたわけがあります。いずれにしても、2,500円とか3,000円でお貸ししていて、大変な状況になっているわけでしょう。それをそのまま放置して、補修してやればいいんだというふうな考え方では、人間としての安定した生活ができなくなっているところがあるのではないですか。そんなことを考えながら、この災害復旧と絡めてお聞きしたわけです。

これは、そんな程度にしまして、それから温泉組合。これも色川議員からお話があったよう

に、私も大賛成なんです。ただ、観光協会との話し合いはどうかね。松島観光としてお客さんが来ないわけだ。だから、温泉組合にやるんだとすれば、やるのはうんといいいんですよ。私は反対しているのではないから。もっとやってくれとこういうようなことで考えているんですが、十分にそういうふうな話し合いをして、そして行政経費を使っているのかどうかとお聞きをしたい。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 温泉組合の補助に当たりましては、観光協会の会長と専務等とも話し合いをしまして、あと今回計上したわけでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 協会長と専務だけで、会を代表するのが会長だからこれはわかるんですが、やっぱり広く役員会なり何なりにも話をしながら、理解してもらって行政経費を使っていくというようなことが必要な気がしましたので、申し上げているわけでありまして。

それから、公立学校の施設、これの災害復旧、復旧というのは現状を現状のとおり直すのが復旧でありますから。復興ではありませんのでですね。そうしますと、この今回の1億7,300万円の事業費のうち、学校教育法とか災害救助法、国庫負担法を書いているんですが、このものは幾らぐらいあったのかですね。あと、町で今回の災害に当たらないと、その前からぶっちゃけていたんじゃないかとか、そういうふうなものはこの復旧に当たらないんだと思うんですが、それはどのぐらいあって、今後その、いずれにしても壊れたものを直すわけでありまして、この何ですか、補修費用の県なり国なりに働きかけをする必要があるんだと思うんですが、それらはどういうふうになっているのかお聞きをしたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 今回の査定で、国庫補助の対象となった工事費についてですが、8,600万円ほどです。残り分については、単独事業ということでございます。

今後、直す財源については、財務課長の方からお話しすることになっております。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今、税源的なお話の中で、今回1億7,300万円何がして起債、ここに掲げております起債2,850万円、それから一般財源の持ち出しですね。本来、この一般財源の持ち出しについては、通常起債とかそういう対応をするわけですけども、ちょっと財務局との調整で、今回国の流れとして第3次補正、この中で震災に絡むもので大体1.6兆円が国回

答してきます。それで、財務局と今調整の中で、起債を打たないで、今国会で多分今月20日以降に成立してくるかとおもうので、財務局との調整の中でこの辺は一時基金の方で立てかえていて、そういう中にしましょうという流れになっていますので、ちょっと一般財源の持ち出しが多い形になって、これは基本的には今回の震災に伴う、災害と思われるという言い方はあれですけども、災害ですからルールがありますので、ルールまで満たさないところ、これらを含んで単独と見ているんですけども、今の流れでいきますと11月20日以降に多分第3次は成立するだろうと、今、県の情報ではあります。それを受けまして、これらの財源、起債を打っていませんけれども、これを財源構成かけると。このときに、この震災に絡む財源が今まで、4月以降計上させていただきましたけれども、一般財源、基金の方から取り崩した状態になっています。これらもあわせて、今の説明ですと対応できると、その3次補正の分で。

なおかつ、震災ごみで今対応させていただいております。それを2分の1国の補助、そしてその裏を起債で充当していますけれども、これらもそれに対応。なおかつ、歳入欠かん債、要は震災において減免等々を行った場合の1億4,000万円何がしをやっておりますけれども、これらについてもこの3次補正の中で取り組めるというような内容で今来ておりますので、今後その辺が、国で成立すれば財源構成等々をさせていただきたいと思います。

なお、このほかについては、教育委員会の一般財源単独分については、補助対象にならなると、簡単にいえば。災害だろうと思われる部分も含めまして、こういう内容の中で、予算の中で執行させていただいているということです。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうしてきますと、これで学校施設の復旧は完了すると。復興までいなくても、復旧まではいいとこういうふうになるのかですね、これ以外にあるのかですね、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） これで、復旧が完了するというふうに踏んでおります。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうなってくると、町長は課長が書いたものをそのまま読むんだと思うんですが、この提案の中にそういうふうな考え方があると。文章で来ているわけでしょう、そういうふうなものは国の財源補正が出てくるのではないとかさ。単に、課長に直接、口頭で来ているわけではないわけでしょう。だから、そういうふうなものはね、町長としても口頭でもいいから言うておく必要があると思うんですよ。それを何もしないで、質問があつて

初めてこういうふうなものがあるよと本当に100%情報を出して、そして議会にも同じような情報を共有してもらって、議決をしてもらうというのが建前なんです。それをね、あんなの方で、執行部側で隠しておいて隠さないと言うんです。議会軽視と言えば、議会軽視はしていませんよと、結果として質問されなきゃ答えないというのは議会軽視なんです。だから、そういうふうなものは、そういうふうにならないように情報の共有というのはすべきなんだろうとこういうふうに思いますのでですね、町長、これもしっかりと肝に銘じてもらって、そして情報の共有をして、それこそ仲よく議決をもらったら握手ができるようなものにしておいていただきたい、こういうふうをお願いを申し上げて終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。質疑なしと認めてよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第104号平成23年度松島町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成23年第8回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

引き続き全員協議会に入るわけでありますけれども、準備の都合上、1時20分開会といたします。

午後1時13分 閉 会